資料

第５回検討事項「親族間犯罪被害に係る給付金の在り方」に関する論点表

１　犯罪被害者が生存し犯罪被害者本人に支給するケース

全額支給・一部支給・不支給のメルクマールとして、どのような線引きが妥当か

２　犯罪被害者が死亡し遺族に支給するケース

全額支給・一部支給・不支給のメルクマールとして、どのような線引きが妥当か